



(財)財務会計基準機構会員

平成 21 年 7 月 28 日

各 位

会社名 **フタバ産業株式会社**  
代表者名 取締役社長 三島 康博  
コード番号 7241 東証・名証第1部  
お問合せ先 常務取締役 佐々木 康夫  
TEL (0564) 31-2211

## 金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 21 年 6 月 23 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」の開示を行い、同年 7 月 6 日、金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出し、同日付けで「答弁書と課徴金納付について」の開示を行いました。本日、金融庁より平成 21 年 7 月 28 日付けの課徴金納付命令の決定を受けました。当社としては、納付告知書に従い、課徴金 1,816 万 9,998 円を納付いたします。

また、これにより本日、東京・名古屋の各金融商品取引所より、各取引所の規定に基づく注意勧告を受けました。

当社は、この度の事態を真摯に受け止め、今後二度と同様な問題を起こさぬように、改善施策に全力で取り組み、株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めて参る所存であります。

株主の皆様をはじめ多くの皆様にご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことあらためて深くお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

ご参考 ・ 金融庁ホームページ掲載事項  
<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20090728-9.html>

以上